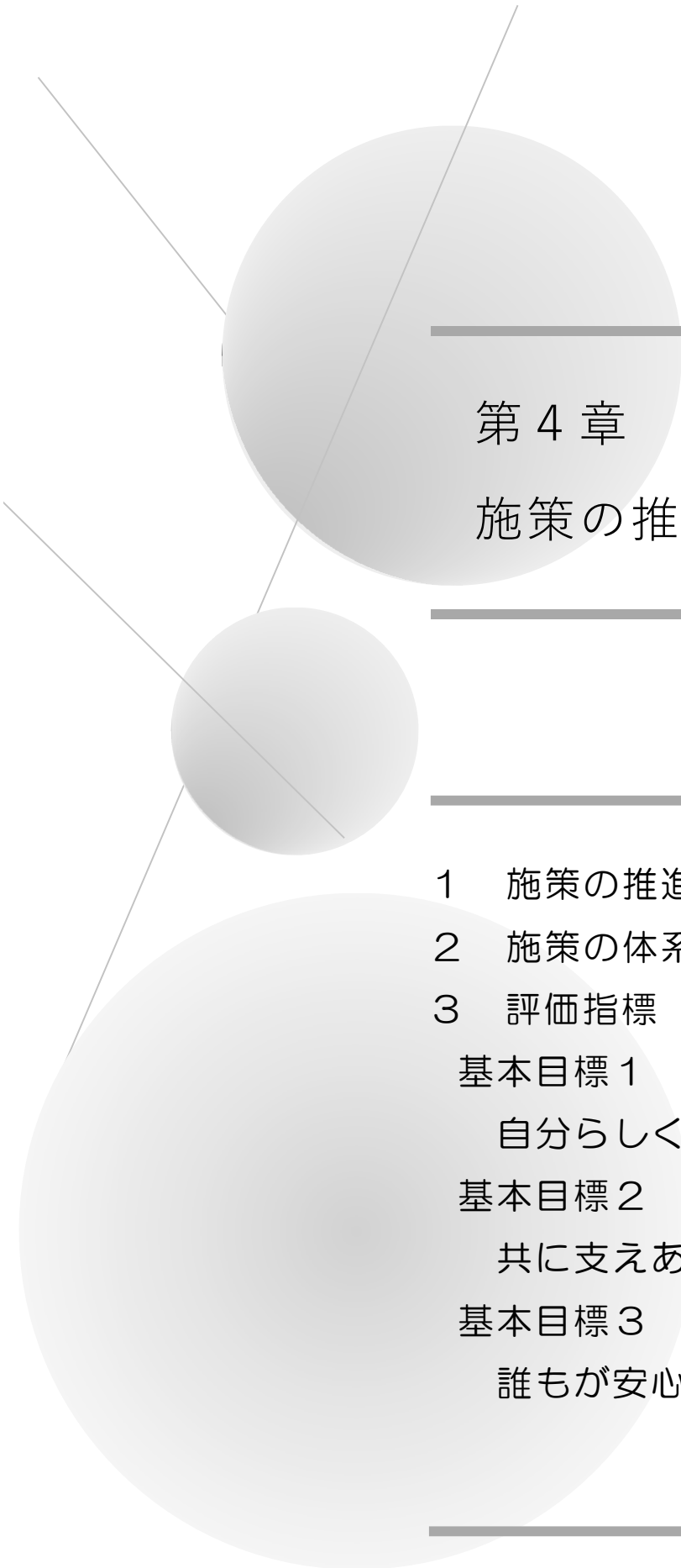




第4章

施策の推進

- 1 施策の推進に対する考え方
- 2 施策の体系
- 3 評価指標

基本目標1

自分らしく生きるための仕組みづくり

基本目標2

共に支えあう地域づくり

基本目標3

誰もが安心して暮らせる環境づくり

第4章 施策の推進

1 施策の推進に対する考え方

国は「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民や多様な主体が地域生活の課題に自分のこととして取り組み、行政は相談支援の窓口拠点を集約し、その拠点で何でも丸ごと受け止め、対応できる体制の構築を掲げています。

本市においては、多機関と包括的支援体制による連携を推進し、制度の挟間の課題や複合的な課題に対応する体制を整えつつあります。その体制を基盤としつつ、苫小牧市社会福祉協議会でコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を各圏域に配置し、地域活動をさらに促進していきます。

本計画では、支援の対象を高齢者、障がい者、子どもといった属性にとらわれず、支援を必要とする人として包括的にとらえ、施策の体系を個人のみならず世帯が抱える生活課題に向き合い各施策を進めていきます。

なお、各施策を進めるにあたっては、社会情勢を十分見極め、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響、その収束後における情報発信の在り方や支援方法などについて各関係機関とも連携を図りながら適切な対応をとることとします。

コラム②

☐ 「コミュニティソーシャルワーカー」

- ☐ 地域で課題を抱えている人を支援するために、制度、サービス、地域
- ☐ 住民の援助などを組み合わせ、新しい仕組みづくりのための調整、支援
- ☐ を必要とする人への多角的な見守りやニーズの早期発見に向けて取り組
- ☐ むとともに、専門相談支援機関へのつなぎ役を果たします。

- ☐ 課題を抱えている個人や家族に対する包括的な相談支援などの「個別
- ☐ 支援」や地域の様々な団体が行う日常活動への関わりなどを通じて地域
- ☐ の実態把握に努めるとともに、生活環境の改善や地域住民の組織化等の
- ☐ 「地域支援」を統合的に展開することにより、地域づくりや必要な資源
- ☐ 開発を行っていきます。

2 施策の体系

施策	取組方針
1 包括的な相談支援体制の構築     	1 包括的な支援を行う体制づくり 2 福祉サービスの質の向上 3 福祉専門職の支援体制づくり 4 居住に課題を抱える方への横断的な支援
2 権利擁護の推進    	5 成年後見制度等の利用促進 6 虐待防止に向けた対応
3 地域を担う人づくり   	7 福祉教育の推進 8 新たな担い手の発掘・育成 9 ボランティア活動の推進と支援
4 地域福祉活動の推進   	10 福祉コミュニティの拠点や多様な居場所づくり 11 地域の防災活動の推進 12 地域支えあいの機能の充実
5 安心して暮らせる地域づくり    	13 自殺防止に向けた取組 14 再犯防止に向けた取組の推進 15 交通安全対策、移動手段の確保
6 福祉のまちづくりの推進    	16 バリアフリーの推進 17 情報アクセシビリティの確保
7 地域丸ごとのつながり    	18 雇用の安定・拡大と人材確保・育成 19 地域における人と資源の循環

3 評価指標

基本目標1 自分らしく生きるための仕組みづくり

施策1 包括的な相談支援体制の構築

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
①包括的な支援を行う体制づくり	生活困窮者自立支援事業での他機関へのつなぎ件数	160 件	180 件
	ふくし総合相談窓口機能の充実	—	R4 開設
②福祉サービスの質の向上	ケアマネジャーの質の向上 ① 研修開催回数 ② ケアプラン点検数	① 1 回 ② 40 件	① 2 回 ② 40 件
	法人間連携における公益的取組に関する情報交換会開催	—	年 1 回
③福祉専門職の支援体制づくり	福祉人材育成研修等の実施	10 回	12 回
④居住に課題を抱える方への横断的な支援	東胆振圏域地域生活支援拠点センターラポルトの活用	30 件	40 件

施策2 権利擁護の推進

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
⑤成年後見制度等の利用促進	<u>市民後見人受任件数</u>	<u>22 件</u>	<u>98 件</u>

下線部分は令和5年度に中間見直しを行っています。

基本目標２ 共に支えあう地域づくり

施策３ 地域を担う人づくり

取組方針	指標	基準値（R1）	目標値（R8）
⑦福祉教育の推進	リーダー養成事業登録者数	200 人	200 人
	福祉学習開催数	21 校、150 学級	24 校、150 学級
⑧新たな担い手の 発掘・育成	認知症サポーター数（累計）	24,355 人	42,000 人
	福祉人材バンク事業における求職数・ 求人数・マッチング成功数	求職 118 人 求人 241 人 マッチング成功 13 件	求職 130 人 求人 250 人 マッチング成功 20 件
⑨ボランティア活 動の推進と支援	介護支援いきいきポイント事業活動 延人数	2,300 人	3,250 人
	雪かきボランティア登録者数	519 人	<u>570 人</u>
	市民ボランティア講座参加者数	81 人	100 人

下線部分は令和５年度に中間見直しを行っています。

施策４ 地域福祉活動の推進

取組方針	指標	基準値（R1）	目標値（R8）
⑩福祉コミュニテ ィの拠点や多様な 居場所づくり	異年齢児・世代間交流事業における実 施園数	27 園	39 園
	ふれあいサロン数	68 か所	83 か所
⑪地域の防災活動 の推進	避難行動要支援者協定 締結町内会数	43 町内会	<u>60 町内会</u>
	自主防災組織世帯カバー率	90.08%	<u>96.00%</u>
	防災出前講座 開催数	45 回	50 回
	災害ボランティア登録者研修会におけ る講習会参加者数	登録者研修 78 名 初心者研修 40 名	登録者研修 80 名 初心者研修 40 名
⑫地域支えあいの 機能の充実	高齢者等見守り活動登録事業者数	135 事業所	153 事業所
	コミュニティソーシャルワーカー相談 件数	14 件	<u>100 件</u>

下線部分は令和５年度に中間見直しを行っています。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

施策5 安心して暮らせる地域づくり

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
⑬自殺防止に向けた取組	実務者ネットワーク会議開催回数	1 回	年 1 回以上
	ゲートキーパー養成講座総登録者数	1, 620 人	2, 420 人
	こころの健康相談の開催	相談日：年 1 回	相談日：年 12 回
⑭再犯防止に向けた取組の推進	巡回体制	街頭巡回 年間 680 回	巡回体制を維持 します。
⑮交通安全対策、 移動手段の確保	交通安全教室開催数	321 回	320 回
	デマンド型コミュニティバス利用者数	樽前ハッピー号 17, 665 人 とこバス 2, 771 人	樽前ハッピー号 18, 000 人 とこバス 2, 800 人

施策6 福祉のまちづくりの推進

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
⑯バリアフリーの 推進	福祉トイレカー出動回数	37 回	45 回
	手話通訳者派遣件数	54 件	60 件
	バリアフリー化事業における合理的配慮の提供を支援する助成件数	3 件	6 件
	あいサポーター数（累計）	1, 425 人	6, 000 人
	市営住宅バリアフリー化住戸数（累計）	192 戸	480 戸
	バリアフリー化公園数（累計）	142 か所	157 か所

施策7 地域丸ごとのつながり

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
⑰雇用の安定・拡大と人材確保・育成	農福連携農家数	—	1 戸

基本目標 1 自分らしく生きるための仕組みづくり

支援を必要とする人が適切かつ切れ目のない福祉サービスの提供を受けられるなど、誰もが安心して生活できる地域とするため、福祉等に関する相談体制の充実や、様々な関係機関が連携した包括的な支援を行う体制づくりを進めます。さらに、本人の意思決定を支援するための成年後見制度等の権利擁護の推進に取り組みます。

施策 1 包括的な相談支援体制の構築



複合的で複雑化した課題を抱えた人に対して、包括的に受け止め、多機関と連携し、分野を横断して総合的に支援することができる体制を構築します。

また、令和 7 年度からの重層的支援体制整備事業の実施に向け、関係機関と議論を重ねながら実施体制等を整理します。

取組方針①

包括的な支援を行う体制づくり

8050問題や育児と介護のダブルケアなど、一つの世帯において複合的な課題を抱え、一つの支援機関だけでは解決が困難な事例や、既存の制度では対応が困難な「制度の狭間の課題」が顕在化しています。こうした地域住民の様々な支援ニーズに対応するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和 2 年（2020 年）6 月 12 日に公布され、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う、「重層的支援体制整備事業」が令和 3 年（2021 年）4 月に施行されたことから、本市においても実施に向けた取組を進めます。

また、相談者の複合化・複雑化した課題を受け止めるため、障がい福祉、介護福祉、生活困窮、児童福祉、生活保護、ひきこもり、成年後見等の福祉に関する総合的な相談支援体制を整備し、ふくし総合相談窓口の機能強化を図ります。

◆重層的支援体制整備事業実施に向けた取組

重層的支援体制整備事業（以下、「本事業」といいます。）は、地域住民の様々な支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業です。

この3つの支援は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、地域において人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを構築し強化するものです。

専門職による支援だけではなく、地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りなどによる重層的なセーフティネットを構築することにより、地域生活課題の早期発見に努めます。

なお、包括的な支援体制の整備に向けた取組は、これまでも様々な主体で、様々な形態で行われてきたことから、本事業の構築に際しては、関係者と議論を重ね既存の取組を生かしながら進めます。

【各事業の概要】

1 包括的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・ 支援機関のネットワークで対応する ・ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
2 参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	・ 社会とのつながりをつくるための支援を行う ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
3 地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・ 支援が届いていない人に支援を届ける ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜

(社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項 第 4 号)	在的な相談者を見つける ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
5 多機関協働事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項 第 5 号)	・ 市全体で包括的な相談支援体制を構築する ・ 本事業の中核を担う役割を果たす ・ 支援関係機関の役割分担を図る

本市は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を令和 6 年度中に策定予定です。

本事業を活用し、さらなる包括的支援体制の整備を推進していきます。

担当課	介護福祉課/障がい福祉課/こども相談課/総合福祉課/青少年課
-----	--------------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
1	各支援機関との連携強化	(地域ケア圏域会議) 日頃の活動で把握した地域課題を各圏域の地域課題と捉え、それらの課題を解決するための、圏域でのインフォーマルサービスや地域の見守りネットワーク等の資源開発や、圏域全体を通じての関係団体とのネットワーク構築を目的とします。 (地域自立支援協議会) 地域における相談支援事業の適切な実施を図り、関係機関による障害福祉施策に関する協議の場を設け、地域のサービス基盤の整備を進めていきます。 (要保護児童対策地域協議会) 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向け、児童に関係する機関と連携して取り組みます。	介護福祉課 障がい福祉課 こども相談課 総合福祉課 青少年課

		(生活困窮者自立支援ネットワーク会議、重層的支援体制整備及び生活困窮者支援に係る庁内関係部署連携会議) 地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備すること及び就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、身体的・精神的・経済的理由等から、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある者の早期把握のため、直接市民等と接し、生活上の相談や近隣住民の生活状況を心配する相談等、様々な相談を受ける機会のある各部署との連携を図ります。 (子ども・若者支援地域協議会) 地域の関係機関と連携し、困難を有する子ども・若者に対する横断的、重層的な支援体制の整備に取り組みます。	
2	ふくし総合相談窓口機能の充実	相談者の複合化・複雑化した課題を受け止めるため、障がい福祉、介護福祉、生活困窮、児童福祉、生活保護、ひきこもり、成年後見等の福祉に関する総合的な相談支援体制を整備するとともに、相談窓口の機能強化を図ります。	総合福祉課

評価指標

指標	基準値（R1）	目標値（R8）
生活困窮者自立支援事業での他機関へのつなぎ件数	160 件	180 件
ふくし総合相談窓口機能の充実	—	R 4

取組方針②

福祉サービスの質の向上

利用者に適正なサービスを提供するため、また、利用者が適切にサービスを選択できるように、専門職の資質向上に努めるとともに、福祉サービスの質の向上を図ります。

また、必要な情報はもとより、高齢者、障がい者、子どもなどの分野において、支援を必要とする人が、適切なサービスを受けられるよう、それぞれの福祉サービスの周知や、サービスの提供体制の充実を図ります。

さらには社会福祉法人で、地域の課題などに対して法人の強みを生かした「地域における公益的な取組」が連携して対応できるよう法人間での連携づくりを図ります。

担当課	介護福祉課/総合福祉課/社会福祉協議会
-----	---------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
3	ケアマネジャーの質の向上	ケアマネジャー連絡会の研修や自主活動の支援により相互の能力向上を図り、適切な介護サービス計画（ケアプラン）の作成を目指します。また、地域包括支援センターでは、ケアマネジャーが抱える困難ケースへの支援を行います。	介護福祉課
4	介護サービス事業所の育成・支援	サービス事業者連絡会を支援し、事業所間の連携及びサービスの総合的な向上を図るとともに、適正なサービス提供について周知します。	介護福祉課

5	社会福祉法人及び民間事業者に対する公益的取組への支援	社会福祉法人及び民間事業者の経営やサービス提供の適正化を図るため、公益的取組に関する情報交換会を開催します。	総合福祉課
6	社協だよりなど周知方法の強化	社会福祉協議会の取組や地域福祉活動等において情報発信し、より多くの住民に地域福祉への関心を持っていただける紙面づくりを目指します。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
ケアマネジャーの質の向上 ① 研修開催回数 ② ケアプラン点検数	① 1回 ② 40件	① 2回 ② 40件
法人間連携における公益的取組に関する情報交換会開催	—	年1回

取組方針③

福祉専門職の支援体制づくり

支援は担当者の個の力に頼ることが多いことから、支援に行き詰まり孤立することがあります。支援者を孤立させず、支援のための見立て、手立てについて共に考え、他職種の領域を学び、相談者支援を中心課題とする支援者のケア会議に取り組みます。

支援者が、相談者とお互いの「弱さ」「苦勞」を語り合い、学び合い、相談者の生きづらさを理解し情報共有していくことにより、地域に暮らす大切な人材として可能性を見出していく「対話を通じた人づくり」の活動に取り組みます。

地域包括支援センター、相談支援事業所の支援を担う基幹相談支援センターを充実させることにより、地域の専門相談支援機関のサポートを強化し、サービスの質の向上を図ります。

担当課	総合福祉課/介護福祉課/障がい福祉課/発達支援課/生活支援室/社会福祉協議会
-----	--

No	取組項目	取組内容	担当課
7	対話を重視した支援の取組	社会的に孤立している方(ひきこもり等)が集まる「茶話会ばればれ」や普段の相談支援の中で、支援者からの一方的な支援にならないように、相談者や支援者の垣根を越えてお互いの弱さを語り合える関係性の構築や、対話の力を最大限に活用し、支援者も回復できる学びの場づくりに取り組みます。	総合福祉課
8	多職種連携の取組	地域包括支援センター、基幹相談支援センター及び生活困窮者支援調整会議・ネットワーク会議において事例検討会を開催し、多職種の領域を学び、相談者支援を中心課題とする支援者のケア会議に取り組みます。	介護福祉課 障がい福祉課 総合福祉課
9	福祉専門職向けの研修	福祉サービスを安定的に供給できるよう、地域自立支援協議会など地域の関係団体と連携し、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士など福祉専門職の人材育成研修を強化していきます。	介護福祉課 障がい福祉課 発達支援課 生活支援室 総合福祉課
10	包括的支援体制に伴う研修事業	属性や世代を問わない相談は、単独の支援事業者だけでは解決が難しく課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関の役割分担の整理が必要となる事例が多くなってきています。このような相談を多機関と協働して支援するため、他機関と連携していくことを目的に事例検討や研修会を行います。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値（R1）	目標値（R8）
福祉人材育成研修等の実施	10 回	12 回

取組方針④

居住に課題を抱える方への横断的な支援

低所得者、高齢者、障がい者などのうち、生活や住まいに不安を抱える方に対して、訪問による見守り支援や日常生活を営むのに必要な支援を強化します。

また、関係部署と連携しながら入居を拒まない低家賃の住まいの確保などの仕組みづくりに向けて検討します。

担当課	総合福祉課/障がい福祉課/建築指導課/住宅課
-----	------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
11	生活困窮者一時生活支援事業	住居を持たない方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。	総合福祉課
12	東胆振圏域地域生活支援拠点事業（居住支援、緊急時の受入対応）	誰もが公平に利用できる社会資源の整備と情報の共有化のため、居住支援施設等の空き情報の一元化のほか、緊急レスパイト時の受け入れ先の情報提供や調整を行い、地域において自分らしく生活できるよう支援します。	障がい福祉課
13	新たな住宅セーフティネット	高齢者、障がい者、低所得者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、豊かで住みやすい地域づくりを進める新たな住宅セーフティネットを検討します。	総合福祉課 建築指導課 住宅課

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
東胆振圏域地域生活支援拠点センター ラポルトの活用	30 件	40 件

コラム③

□ 「生活困窮者自立支援制度」

□ 2015 年 4 月、生活困窮者自立支援法が施行されました。苫小牧市では、
□ 法施行に合わせて総合福祉課を立ち上げ、自立相談支援機関を直営で行っ
□ ています。また、全道に先駆けて家計改善支援事業、子どもの学習支援事
□ 業、就労準備支援事業、一時生活支援事業の 4 つの任意事業も実施しまし
□ た。2015 年から 2019 年までの 5 年間に自立相談支援機関の窓口を訪れた
□ 市民の方の数は何と 2,531 人！

□ 振り返ってみると、たくさんの素敵な出会いに恵まれました。その道の
□ りの中で、私たちが一貫して大切にしてきたことは、お一人お一人との出
□ 会いです。相談者の方々が悩まれていることは、お金のことだけではあり
□ ません。家族との関係や病気のこと、不安定な雇用を続けていること、人
□ 間関係が苦手なこと、それぞれの方にそれぞれの悩みがあります。その悩
□ みは、どの制度の対象にならないことも多く、その度に微力ながら相談者
□ の方と一緒に考えてきました。

□ そのような中から生まれたことのひとつが「茶話会ばればれ」です。社会
□ の中で孤立し、悩みを抱えた方々を対象に、月に 1 度、皆で集まって悩み
□ を語り合っています。毎年行っているクリスマス会の中で、ある方が言い
□ ました。「人間関係は苦手なんです、だからといって人が嫌いなわけでは
□ ないんです」。

□ 私たち相談員は、相談者の方々の言葉
□ からたくさんのことを勉強させていただ
□ いています。今後も相談者や地域の方々
□ から学びながら、よい窓口になるように
□ 努めてまいりたいと思います。

～生活困窮者自立相談支援事業～

**生活・仕事の不安や心配
ひとりで悩まずご相談ください**

苫小牧市福祉部 総合福祉課
苫小牧市役所 1 階 13 番窓口
(8:45～17:15)
☎(0144)32-6189
✉sogofukusi@city.tomakomai.hokkaido.jp



施策2 権利擁護の推進



全ての市民の人間性が尊重され、自分らしく生きることができるよう、積極的に意識啓発を行います。また、判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人について、基本的な人権が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用促進や虐待防止の取組を推進します。

取組方針⑤

成年後見制度等の利用促進（苫小牧市成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「法」といいます。）が施行されてから、6 年が経過しました。本市においては、平成 28 年 5 月に成年後見支援センター（以下「センター」といいます。）を開設し、令和 4 年 4 月には支援対象範囲に厚真町、安平町及びむかわ町を加えてセンターを広域設置するとともに中核機関へ移行する等、成年後見制度の利用にかかる体制整備を進めてきました。

国の動きとしては、第一期成年後見制度利用促進基本計画（計画期間：平成 29～令和 3 年度）における取組を踏まえて、令和 4 年 3 月に第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」といいます。）が閣議決定され、成年後見制度の利用促進は、単に利用者の増加を目的とするだけでなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指す、新たな段階へと移行しています。

第二期計画においては、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくこととされています。

本編は、法第 14 条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」と位置付け、第二期計画の趣旨を踏まえながら、以下のとおり各種施策を推進します。

担当課

総合福祉課/とまこまい成年後見支援センター

取組項目① 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

地域連携ネットワークは、包括的・重層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワークを通し、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を目標として整備されるものです。

本市では、重層的支援体制整備と連携を図りながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを目指します。

No	取組項目	取組内容
14	包括的・重層的な支援体制の構築	中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくりにより、権利擁護支援の包括的・重層的な支援体制の構築を目指します。
	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけ、地域連携ネットワークづくりを通じて、権利擁護支援策の一層の充実を図ります。

取組項目② 中核機関の体制整備

これまで培ってきた相談、申立支援、受任調整、後見人へのバックアップ等の各種機能やノウハウを十分に生かしながら、地域連携ネットワークにおける調整役として、相談機能の充実、相談業務に携わる人材育成など、中核機関の更なる体制及び機能の強化を図ります。

No	取組項目	取組内容
15	中核機関の設置・運営	市とセンターが中核機関を設置し、連携を図りながら運営を行います。
	相談機能の強化及び人材の育成	市のふくし総合相談窓口等を一次相談窓口、センターを二次相談窓口と位置付け、相談員のスキルアップと育成に取り組みます。
	受任調整機能の充実	受任調整会議を定期的に行い、本人にとって適切な後見人等が選任されるよう、マッチング機能の更なる充実に努めます。

	3町との連携体制の維持・強化	苫小牧市、厚真町、安平町及びむかわ町によるセンターの広域設置体制の維持・強化のため、市が事務局となって3町及びセンターとの調整役を担います。
--	----------------	--

取組項目③ 成年後見制度の普及・啓発

権利擁護の必要な人を早期に発見し、相談や支援へつなげることの重要性や、判断能力の程度に応じた保佐・補助の各類型による利用についても周知を行うなど、制度の理解や認知度の向上に取り組めます。

No	取組項目	取組内容
16	成年後見制度の広報・周知	成年後見制度の概要や相談窓口の周知等、パンフレットやホームページの内容について充実を図ります。
	講演会等の開催	認知度の向上のため、市民を対象とした成年後見制度についての講演会等を開催します。
	出前講座の実施	市民認知度の向上や地域での支援の必要性についての理解を深めてもらうため、市民・団体等を対象に出前講座を実施します。

取組項目④ 市民後見人の育成及び法人後見実施団体への支援

成年後見制度の需要増加に対応するため、市民後見人養成講座の開催を継続し、受講者数の増加に取り組むとともに、市民後見人の担い手確保について検討を行います。

また、法人後見実施団体へ補助金を交付することにより、地域における担い手の活動を支援します。

No	取組項目	取組内容
17	養成講座の実施方法等の検討	養成講座のカリキュラム・開催回数・時期などの見直しや受講しやすい環境や周知方法等について検討し、受講者数の増加に取り組めます。

17	市民後見人の周知啓発	認知度の向上のため、市民後見人の活動や事例を紹介する等、周知方法の検討を行います。
	担い手確保の検討	市民後見人の担い手確保の方法について検討を行います。
	法人後見実施団体への支援	市内で活動する法人後見実施団体へ補助金を交付し、その活動を支援します。

取組項目⑤ 後見人の相談体制等の整備

市民後見人や親族後見人等が孤立することを防ぎ、適切かつ安定的な活動を行うために相談等を受けられるサポート体制づくりを推進します。また、市民後見人向けの研修や活動マニュアルの改訂を行いながら、後見人としての適正な対応力の向上と不正防止に取り組めます。

No	取組項目	取組内容
18	相談窓口の設置	裁判所への提出書類作成支援を含めた相談窓口を設置し、市民後見人や親族後見人等の活動が円滑に行われるよう支援します。
	フォローアップ研修の開催	市民後見人のスキル・対応力の向上や、不正防止に関する研修を行います。
	活動マニュアルの改訂	必要に応じ、市民後見人の活動マニュアルを改訂します。

取組項目⑥ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用者への支援

身寄りのいない人や虐待事案等について、市町村長申立てを適切に実施し、権利擁護支援へ繋がります。また、成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難な方に対し、報酬等の助成を行います。

さらに、日常生活自立支援事業利用者のうち成年後見制度への転換が望ましいケースについて、移行支援に取り組めます。

No	取組項目	取組内容
19	市町村長申立ての適切な実施	身寄りのいない人等への支援や虐待事案等において、市町村長申立ての活用を図り、権利擁護支援につなげます。
	報酬等助成の実施	成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、後見報酬等の助成を実施します。
	日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行支援	日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについて、スムーズな移行の支援を行います。

評価指標

区分	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
中間見直し後	市民後見人受任件数	22 件	98 件
当初計画	市民後見人数	18 人	40 人

取組方針⑥

虐待防止に向けた対応

高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者等からの暴力など、様々な虐待や暴力が社会問題となる中、これらを防止する取組が必要です。

高齢者虐待防止ネットワーク委員会や要保護児童対策地域協議会等を開催し、相談窓口の周知、啓発及び早期発見等の対応や支援を進めます。

児童虐待防止に向け、子ども家庭総合支援拠点において、必要な実情把握、家庭等からの相談に応じ、調査、指導など必要な支援を行います。

担当課	介護福祉課/障がい福祉課/協働・男女平等参画室/こども相談課/指導室
-----	------------------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
20	高齢者虐待防止ネットワークの構築	高齢者虐待防止ネットワーク運営事業に基づき、高齢者や養護者に対して支援	介護福祉課

		を行います。また、高齢者虐待防止への幅広い周知に努めます。	
21	自立支援協議会におけるケース会議の開催	実際のケースや地域の課題を情報共有し、地域の実態や課題等の把握を行うことにより、障がい者の地域生活を支援するため、ケース会議を開催します。	障がい福祉課
22	児童虐待防止及びDV被害者保護活動事業	児童虐待の早期発見・早期対応として、要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携し、ネットワーク体制の充実に図るとともに、育児不安や虐待の問題に早期に対応するための相談・支援体制の充実に図ります。 また、配偶者等からの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護を要する方及びその子どもの相談を受けるとともに、警察や民間シェルターなど関係機関と連携しながら、被害者の保護支援を図ります。	協働・男女平等参画室 こども相談課
23	DV及びデートDV防止啓発事業	DVを防止するため、男女平等参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発を行うとともに、交際相手からの暴力をなくすために、公共施設へのリーフレットの設置や出前講座を関係機関等と連携して実施します。	協働・男女平等参画室
24	民間シェルターへの支援	DV等の被害女性及びその子どもの保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し支援を行い、連携しながら被害者支援の充実に図ります。	協働・男女平等参画室
25	いじめ・不登校対策	いじめ・不登校の問題解決のため、スクールソーシャルワーカー（SSW）を学校に派遣し、担任と連携した児童生徒や保護者への相談体制の充実に図ります。	指導室

		す。また、いじめの問題の解決や、学校 復帰などに向けた児童生徒の支援も行い ます。	
--	--	---	--

基本目標2 共に支えあう地域づくり

全ての地域住民が地域福祉を我が事として捉え、また、福祉事業者、行政等、多様な関係者が参画して地域の生活課題や活動に主体的に関わり、共に支えあう地域とするため、地域の活動拠点づくりへの支援や、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進に取り組みます。

施策3 地域を担う人づくり



地域住民一人ひとりが、地域福祉に関心を持ち、実際に地域の活動に参加してもらえるよう、各種講座の開催を通じて、地域を担う人づくりに取り組みます。

地域福祉拠点やサロン活動の中から、地域福祉のリーダーやキーパーソンとなる人材を発掘・育成していきます。

取組方針⑦

福祉教育の推進

町内会への関心が薄く、町内会活動が地域住民に届かない現状がある一方で、「誰かのために何かをしたい」と考える若者も増えています。子どもたちへ町内会に関する教育をするなど、若者が福祉に触れることは、地域社会の未来を考えることであり、多様な人の生き方に触れ、自分にはどのような生き方の可能性があるのかを考えるきっかけづくりとなることから、社会で求められる視点を持った若者を育成していきます。

担当課	青少年課/社会福祉協議会
-----	--------------

No	取組項目	取組内容	担当課
26	リーダー養成事業	地域の子どもリーダーを養成するため、各種研修事業を推進します。	青少年課
27	福祉学習推進事業	小・中・高で行う「総合的な学習の時間」への協力や地域活動における住民参加型行事において、青少年や市民の福祉学習の推進を図ります。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
リーダー養成事業登録者数	200 人	200 人
福祉学習開催数	21 校 150 学級	24 校 150 学級

取組方針⑧

新たな担い手の発掘・育成

福祉に関する講習会や講座等を通じて、地域に暮らす全ての人が、地域から支えられる存在であると同時に、地域を支える重要な一員であるという意識を持てるように、若者世代にも焦点を当て、地域活動の担い手となる人材を育成します。

地域を担うことのできる人づくりのため、人材の掘り起こしを図るほか、認知症サポーターやボランティア体験を通じて、主体的に活動する人材の育成を推進します。

担当課	介護福祉課/市民生活課/社会福祉協議会
-----	---------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
28	認知症サポーター養成関連事業	認知症に対する家族や地域の理解が得られるよう、引き続き認知症サポーター及びKIDSサポーターの養成を充実・強化します。	介護福祉課
29	現役世代の町内会加入推進	町内会との関係性が希薄になりがちな企業や共同住宅の入居者に対し、町内会への理解を深めることで、若年世帯の加入を促します。	市民生活課
30	福祉人材バンク事業	福祉施設や介護事業所に就職を希望する求職者と福祉職を求める事業所からの相談に応じ、登録を行い、紹介・斡旋をします。また、福祉職場説明会やマンパワーの養成事業を行います。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
認知症サポーター数 (累計)	24,355 人	42,000 人
福祉人材バンク事業における求職数・求人数・マッチング成功数	求職 118 人 求人 241 人 マッチング成功 13 件	求職 130 人 求人 250 人 マッチング成功 20 件

取組方針⑨

ボランティア活動の推進と支援

多様化する福祉ニーズを把握し、個々に合わせたボランティア活動の情報提供・需要調整機能の充実などを行うとともに、ボランティア養成のための様々な講習会などを開催し、自主性を尊重した発掘・養成に努めます。

地域貢献や社会貢献活動への機運の高まりにあわせ、大学や民間企業等へ働きかけ、協働事業の実施や協定等を活用して、高度な専門的知見の地域への還元、学生や社員の地域福祉活動への参加を促進していきます。

担当課	介護福祉課/総合福祉課/社会福祉協議会/生涯学習課
-----	---------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
31	介護支援いきいきポイント事業	高齢世代の方々がいきいきと地域の中で活躍の場を広げるため、介護支援ボランティア活動を通じて介護予防を推進するとともに、要介護・要支援高齢者に対する主体的な地域支え合い活動を育成・支援するため事業を実施します。	介護福祉課
32	雪かきボランティア事業	ボランティア精神の育成と互助の推進の観点から、高齢等の理由により自ら除雪を行うことが困難で、他の支援も見込めない世帯及び地域での除雪が困難な通学路等を対象に、ボランティアの協力を得て、除雪の支援を行います。	総合福祉課

33	ボランティアセンター機能の充実	ボランティア活動を推進していくため、地域で潜在化しているニーズの把握とボランティアの需給調整を行い、各研修会を開催し地域資源（マンパワー）の発掘と養成を行います。また、ボランティアセンター運営委員会を開催し、各関係機関との連携やボランティアセンターの体制・機能の充実強化を図ります。	社会福祉協議会
34	障がい者のためのパソコンボランティア体験講習会	障がい者のＩＣＴ機器の利用を広げるため、パソコン等の操作を支援するボランティアの育成を支援します。	生涯学習課
35	市民ボランティア講座	市民の「福祉のまちづくり」への参加を促進するため、地域で潜在化しているマンパワーの発掘やボランティア活動へのきっかけづくりとして講座を開催します。また、講座等が終了した後のフォローアップ体制を作っていきます。	社会福祉協議会

評価指標

指標		基準値（R1）	目標値（R8）
介護支援いきいきポイント事業活動延人数		2,300人	3,250人
雪かきボランティア登録者数	中間見直し後	519人	570人
	当初計画	519人	555人
市民ボランティア講座参加者数		81人	100人

施策 4 地域福祉活動の推進



民生委員・児童委員などの地域における見守り活動、町内会活動、地域の防災活動等、支えあい活動を通じて、地域のつながりの大切さを認識し、地域課題の解決に向けて地域住民が主体的に地域福祉活動を生み出す拠点づくりを進めます。

サロン等の活動場所で開催する介護予防や健康プログラムなどの高齢者の健康支援、多世代が参加できる各種イベントを充実させ、子どもから高齢者まで世代間の交流を促進します。

取組方針⑩

福祉コミュニティの拠点や多様な居場所づくり

住民同士のつながりの希薄化が進み、社会的孤立が広がることは、閉じこもりや生活困窮、虐待などにつながるため、身近な場所で気軽に過ごせる居場所づくりを進めていきます。

身近な地域の居場所やサロン等の活動場所で開催する介護予防や健康プログラムなどの高齢者の健康支援、多世代が参加できる各種イベントを充実させ、子どもから高齢者まで世代間の交流を促進していく、共生型地域福祉拠点を設置します。

担当課	未来創造戦略室/こども育成課/空港政策課/総合福祉課/社会福祉協議会
-----	------------------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
36	苫小牧駅周辺ビジョン	少子高齢社会に対応可能な持続可能なまちづくりのため、未来のまちづくりの担い手である、若者、子育て世代とともに日常的なにぎわいの創出に努め、ココトマやまちなか交流館といった集いの拠点施設や商店街との連携、ネットワークによる人の流れづくりに取り組みます。	未来創造戦略室

37	異年齢児・世代間交流事業	園児と地域の児童や高齢者が地域行事などを通じて共同活動を行ったり、伝承遊びを行ったりするなどの交流活動を促進することにより、町内会や未就園児との関りを深め、地域の子育て支援活動の充実を図ります。	こども育成課
38	共生型地域福祉拠点	高齢者や障がいのある方、子どもなどが集い交流して、互いに支えあいながら安心して生活することができる地域福祉拠点を整備します。	空港政策課 総合福祉課
39	ふれあいサロンの推進	地域における憩いの場である従来のふれあいサロンを推進しながら高齢者・障がい者・子どもなど、世代や制度分野を超えて、地域住民が相互に交流を図ることができる様々なかたちの居場所づくりを支援します。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値（R1）	目標値（R8）
異年齢児・世代間交流事業における実施園数	27 園	39 園
ふれあいサロン数	68 か所	83 か所

地域の防災活動の推進

災害時に配慮が必要な「要配慮者」のうち、自力での避難が難しく第三者の手助けが必要な要介護者や障がい者などの避難行動要支援者を支援するため、名簿を作成するなど、町内会や自主防災組織、民生委員などが地域ぐるみで支えあう体制を構築します。

災害時の地域における自助と共助を強化する自主防災組織の役割は大きく、組織育成のための防災講座等を開催し、地域防災力の向上を図ります。

担当課	危機管理室/社会福祉協議会
-----	---------------

No	取組項目	取組内容	担当課
40	要支援者名簿協力町内会の拡大に向けた説明会	自主防災組織を育成するとともに、一人暮らしの高齢者や障がい者などに対する避難行動要支援者支援対策を推進します。	危機管理室
41	自主防災組織への活動支援	地域における「自助」と「共助」を強化する自主防災組織の役割は大きく、組織育成のための防災講座等の開催や自主防災組織が行う防災活動に対して助成金を交付するなど、地域防災力の向上を図ります。	危機管理室
42	苫小牧市民防災講座実施	防災関係機関相互の情報の共有化と、地域住民への防災情報の提供及び防災に関する出前講座を実施します。	危機管理室
43	災害ボランティア登録者研修会	災害時に災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げ、運営できるよう設置・運営マニュアルを随時見直します。 また、平常時より災害に対する防災・減災の意識を高揚するため、苫小牧市と連携・協議しながら職員や地域住民向けの講習会等を開催します。	社会福祉協議会

評価指標

指標		基準値（R1）	目標値（R8）
避難行動要支援者協定 締結町内会数	中間見直し後	43 町内会	<u>60 町内会</u>
	当初計画	43 町内会	<u>50 町内会</u>
自主防災組織世帯カバー率	中間見直し後	90.08%	<u>96.00%</u>
	当初計画	90.08%	<u>91.00%</u>
防災出前講座 開催数		45 回	50 回
災害ボランティア登録者研修会における講習会参加者数		登録者研修 78 名 初心者研修 40 名	登録者研修 80 名 初心者研修 40 名

コラム④

「民生委員・児童委員」

民生委員児童委員は、地域住民の立場にたって地域の福祉を担うボランティアです。民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員で、全国で約 23 万人の民生委員が活動しております。本市では定数 360 名の民生委員が、20 地区の協議会を組織して活動しています。

担当する区域において高齢者等の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っており、介護の悩みや子育ての不安、生活上の心配ごとなど、多岐に渡って様々な相談に応じています。民生委員児童委員には法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られるため、安心して相談できます。

また、相談内容に応じて、行政や地域の専門機関へと繋げる「つなぎ役」としての役割を果たしており、地域福祉推進の重要な担い手となっています。

民生委員・児童委員のマーク



昭和 35 年に公募で選ばれたもので、幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

地域支えあいの機能の充実

「見守り・声掛け・身近な相談・集い語らう」を地域づくりの基本として、高齢者・障がい者・子どもなど様々な福祉ニーズについて早期発見・早期対応につなげます。

地域住民の個別ニーズについて、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）による実践活動で解決するだけでなく、近隣住民を巻き込んだコーディネートや隙間のニーズにも対応する地域づくりに向けた地域支援の強化を図ります。

地域を支える企業や事業者、関係機関等の協力を得て、重層的で漏れのない見守りを行うネットワークを築き、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。

担当課	総合福祉課/社会福祉協議会
-----	---------------

No	取組項目	取組内容	担当課
44	高齢者等見守り活動事業	登録した協力事業所が、日常業務の中で高齢者等の異変を感じたり相談を受けたりした場合、その情報をもとに市が関係機関と連携することにより、必要な支援や継続的な見守りにつなげます。	総合福祉課
45	コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）の増員	制度の狭間にある方や、複合的に課題を抱える方、また課題を抱えながらも支援を拒否する方などが地域で自立した生活を送ることができるよう総合的に相談を受けて支援を行うため、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）の設置を進めます。	社会福祉協議会
46	各地域における支えあいの成功事例の周知・啓発	各地域における支援の参考として活用していただくため、地域住民による支えあいや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等における取組事例などについても周知を行います。	社会福祉協議会

評価指標

指標		基準値 (R1)	目標値 (R8)
高齢者等見守り活動登録事業者数		135 事業所	153 事業所
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)相談件数	中間見直し後	14 件	100 件
	当初計画	14 件	30 件

コラム⑤



「基幹相談支援センター」



苫小牧市基幹相談支援センターは、地域における障がい者相談支援施設や団体の中核的な役割を担う拠点機関として、平成 25 年度に設置されました。

障がい者の福祉ニーズは、年々多様化・増大化しております。住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと生活を送るためには、「どこで」「誰と」「どんなふうに」暮らしていきたいかという「生き方」を自分自身が選び、それを実現できるように、地域社会全体で応援していくことが大切です。

本市では、事業の一部を委託している法人と一体となり、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門相談員が、日々本人や家族等からのお話をお聞きし、地域の相談支援事業所や病院、学校などの各機関と連携し、ニーズに合った情報提供のほか、総合的・専門的な相談支援に取り組んでいます。

このほか、地域連携のためのネットワークづくりや、長期的な入院・入所からの地域移行・地域定着の支援、権利擁護や障害者虐待の防止に関する取組などが、総合相談・専門相談とともに、基幹相談支援センターが担う 4 本柱となっております。

どうぞお気軽にご相談ください。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

市民一人ひとりが、住み慣れた地域でいきいきと健康で暮らすことのできる地域とするため、自殺防止・再犯防止に向けて関係の支援者・団体との連携した取組や、道路・建築物等における物理的なバリア、情報障害者といわれる視覚障害者・聴覚障害者等における情報面でのバリア、障がいのある方が社会参加する時における意識上のバリアなどを取り除き、バリアフリーに向けた福祉のまちづくりを推進します。

施策5 安心して暮らせる地域づくり



近年、高齢者、障がい者が詐欺被害や悪質商法にあう事例も増えており、犯罪を未然に防ぐ取組や関係機関と連携・協働した取組により、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指します。

また、自殺防止に向けて、身近な市民一人ひとりが、早期に気づき、傾聴し、適切な対応をとるほか、医療・福祉・教育等の関係機関が、より強力で連携して「生きることの包括的な支援」を行います。

取組方針⑬

自殺防止に向けた取組

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめなど様々な要因があることが知られています。このため、身近な市民一人ひとりが、早期に気づき、話を聴き、適切な対応をとるほか、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関が、より強力で連携して「生きることの包括的な支援」を行います。

担当課	健康支援課
-----	-------

No	取組項目	取組内容	担当課
47	実務者ネットワーク会議	医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談等、関係機関の実務者ネットワ	健康支援課

		ークを形成し、苫小牧市の現状や課題を共有します。	
48	ゲートキーパー養成講座	市民や企業等を対象に、悩んでいる人に気づき、声をかけ、傾聴し、必要な支援につなげて見守るゲートキーパーを育成します。	健康支援課
49	こころの健康相談	保健師がこころに悩みを抱える市民やその家族からの相談に応じます。	健康支援課

評価指標

指標	基準値（R1）	目標値（R8）
実務者ネットワーク会議開催回数	1 回	年 1 回以上
ゲートキーパー養成講座総登録者数	1, 620 人	2, 420 人
こころの健康相談の開催	相談日：年 1 回 随時相談件数	相談日：年 12 回

取組方針⑭

再犯防止に向けた取組の推進

誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、関係機関・団体と連携し防犯啓発事業を推進するとともに、子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

また、罪を犯した人が、自らの罪を悔い改め、犯罪や非行を繰り返すことなく、再び社会を構成する一員になれるよう、再犯防止に向けて更生保護関係の支援者・団体と民生委員児童委員や社会福祉協議会等との連携を図ります。

担当課	青少年課/市民生活課/総合福祉課
-----	------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
50	巡回活動事業	巡回活動を通して非行の実態を把握し、非行の未然防止・早期発見・早期指導のための活動を推進します。	青少年課

51	防犯・再犯防止啓発事業の推進	関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで被害の未然防止に向けた啓発活動を実施します。	市民生活課
52	社会を明るくする運動の実施	更生保護に携わる団体、民生委員・児童委員、青少年に携わる団体、警察、教育委員会等と緊密に連携しつつ、毎年7月の強化月間を中心に、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くため「社会を明るくする運動」を各関係機関とともに進めてまいります。	青少年課
53	再犯防止に向けた福祉的支援	犯罪者等について、状況に応じて生活困窮者自立支援制度による福祉的支援を実施します。 また、保護司会などの更生保護関係団体との連携に取り組みます。	総合福祉課

評価指標

指標	基準値（R1）	目標値（R8）
巡回体制	街頭巡回 年間 680 回	巡回体制を維持します。

取組方針⑮

交通安全対策、移動手段の確保

高齢化の進展に伴い、自家用車に依存しない環境整備はますます重要な課題となっています。

高齢者の移動手段としては、バス、タクシーなどの公共交通機関が基本的に重要な役割を担っており、本市においても、公共交通機関の維持のために一定の支援を行っております。今後も、きめ細かなサービスの充実等に向けた努力が必要となりますが、他方で、歩行距離の制約などの高齢者の生活実態や、公共交通機関の現状

を考えると、公共交通を補完するボランティア団体の活動や地域の助けあいの中で高齢者のための移動手段を確保していくことも、今後重要性が増すものと考えられます。

公共交通を補完するボランティア団体の活動や地域共助の考え方に基づく輸送等の移動手段の確保にあたり検討を行っていきます。

担当課	市民生活課/まちづくり推進課
-----	----------------

No	取組項目	取組内容	担当課
54	交通安全教室	子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象に、参加型の交通安全教室を実施し、交通ルールとマナーの向上を図り、安全で安心な環境づくりに努めます。	市民生活課
55	交通手段の確保	利用者ニーズに対応した公共交通サービスを提供するため、デマンド型コミュニティバスを引き続き運行します。	まちづくり推進課
56	移動手段の確保	「苫小牧市地域公共交通計画」を策定し、将来に向けて持続可能な公共交通ネットワークの形成を図り、地域の移動手段の確保に努めます。	まちづくり推進課

評価指標

指標	基準値（R1）	目標値（R8）
交通安全教室開催数	321 回	320 回
デマンド型コミュニティバス利用者数	樽前ハッピー号 17,665 人 とこバス 2,771 人	樽前ハッピー号 18,000 人 とこバス 2,800 人



障がいのある人もない人も、全ての人が安全に生活できるよう、住まいから公共施設の構造上のバリア、偏見などの意識上のバリア、その他日常生活又は社会生活における様々なバリアを取り除き、暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう、情報アクセシビリティの強化を図ります。

取組方針⑩

バリアフリーの推進

公共施設などでは、エレベーターの設置や段差解消のためにスロープをつけるなどバリアフリー化を進めるとともに、車椅子利用者に対応した住宅や、ユニバーサルデザインを採用した誰でも住みやすい住宅の供給に努めます。段差解消などのバリアフリー化を促進します。

担当課	障がい福祉課/住宅課/道路建設課/緑地公園課/建築指導課
-----	------------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
57	福祉トイレカー事業	障がいのある人や高齢者などの車椅子利用者が外出時のトイレ確保に大きな悩みを抱えていることを背景に製作した、車椅子利用者でも利用できる装備を有した公用車両（福祉トイレカー）の管理運営を行います。	障がい福祉課
58	手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。	障がい福祉課

59	バリアフリー化事業	障がいの有無に関わらず、全ての人が安全で安心して生活できるよう、バリアフリー環境の整備を推進します。	障がい福祉課
60	あいサポート運動	様々な障がい特性を理解し、サポートのノウハウを学ぶことで、障がいのある人が困っている時に手助けや配慮を実践するあいサポーターを育成します。	障がい福祉課
61	公共施設バリアフリー化	・市営住宅の建設にあたっては、エレベーターの設置などバリアフリー化を進めるとともに、車椅子利用者に対応した住宅や、ユニバーサルデザインを採用した誰でも住みやすい住宅の供給に努めます。 ・幹線道路や苫小牧市バリアフリー基本構想に基づく特定道路において、点字ブロックの設置や通行に支障となる段差、急勾配の解消など、安全・安心に配慮した道路整備を推進します。 ・苫小牧市バリアフリー基本構想に基づく特定公園や利用頻度が多い近隣公園などの出入口・トイレ等の改修を行い、安全・安心に配慮した公園整備を推進します。 ・公共的施設基準の審査、適合証を交付します。	住宅課 道路建設課 緑地公園課 建築指導課

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
福祉トイレカー出動回数	37 回	45 回
手話通訳者派遣件数	54 件	60 件
バリアフリー化事業における合理的配慮の提供を支援する助成件数	3 件	6 件

あいサポーター数（累計）	1,425 人	6,000 人
市営住宅バリアフリー化住戸数（累計）	192 戸	480 戸
バリアフリー化公園数（累計）	142 か所	157 か所

取組方針⑰

情報アクセシビリティの確保

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報機器の普及など、情報提供の手法の幅が広がる中、障がいの有無にかかわらず、誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう、情報アクセシビリティの強化を図ります。

市が発信する情報について、受け手の状況にかかわらず必要とする人に適切な情報が伝わるよう、情報発信の手段や方法等について検討していきます。

コロナ禍における研修会や講習会でのオンライン・ツールの活用が図られたように、様々な媒体の利用も含め、動画での字幕挿入や文字サイズなどに配慮して、伝わりやすい福祉の情報発信を目指します。

担当課	障がい福祉課/社会福祉協議会/総合福祉課
-----	----------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
62	情報アクセシビリティの向上	ホームページをはじめ、公共施設における電光表示や音声放送の適切な整備、ひらがなや絵記号等によるわかりやすい表記など、ユニバーサルデザインの普及を進め、障がい特性に配慮した情報提供に努めます。	障がい福祉課
63	社協だよりなど周知方法の強化	社会福祉協議会の取組や地域福祉活動等において情報発信し、より多くの住民に地域福祉への関心を持っていただける紙面づくりを目指します。 (No6 再掲)	社会福祉協議会
64	アクセスしやすい情報配信	ふくし情報について、誰もがいつでも情報に簡単にたどりつけ手軽に利用	総合福祉課

		できるよう、動画共有サービス等により配信します。	
--	--	--------------------------	--

コラム⑥

「あいサポート運動」

同じ街に暮らす、たくさんの人々。

その中には、暮らしの中で誰かの助けを必要とする人も数多くいます。

たとえばお体や精神になんらかの障がいのある人・・・。

障がいをお持ちでも、日常の何気ない場面で、誰かのちょっとした思いやりや手助けがあれば、今よりもいきいきと暮らすことができます。

あいサポート運動は、様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域共生社会を実現させることを目的に、鳥取県がスタートさせた運動です。

本市では、平成30年10月に鳥取県と協定を結び、受講された方には、あいサポーターとなっていただけるよう、あいサポーター研修の実施に取り組んでいます。

市職員はもとより、地域住民や企業の皆様、学校の児童生徒の皆様など、すでに1,600人以上のあいサポーターが誕生しております。

あなたも「あいサポート運動」に参加してみませんか。



施策 7 地域丸ごとのつながり



若者、障がい者、生活困窮者が利用できる短時間就労、就労体験の場、退職高齢者にとっての新たな活躍の場など、福祉分野、雇用分野の既存事業にとらわれず、地域課題の解決に向けた社会的価値を生み出し、様々な機関・地域丸ごとのつながりを構築していきます。

取組方針⑩

雇用の安定・拡大と人材確保・育成

福祉政策と雇用政策の両面から、社会参加へ関わる人材の育成を促進していきます。

農水産業での高齢化による担い手も不足しており深刻な状況です。農福連携を通じて若者・高齢者・障がい者や生活困窮者に活躍の場をひろげるためにも、雇用を促進したい福祉施設とのマッチングなどを推進していきます。

担当課	介護福祉課/農業水産振興課/総合福祉課/工業・雇用振興課
-----	------------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
65	介護職員就業支援事業	介護就業希望者と事業所とのマッチング及び介護技能向上のための研修に対する助成を行うことにより、介護事業所への長期定着を促進し、介護人材不足の改善を図ります。 また、外国人材の活用に向けた調査・検討を行うなど、介護人材の不足を補うための多様な方策について検討を進めます。	介護福祉課
66	農福連携の取組	若者・高齢者・生活困窮者や障がい者が農業分野で活躍することを推進します。	農業水産振興課 総合福祉課

67	就業支援事業	安定した雇用確保のため、若者や女性の人材育成と雇用機会のサポートなどの取組を行います。 市が運営する無料就職マッチングサイトを通じ、求職者と市内企業の就職促進と人材確保を図ります。	工業・雇用振興課
----	--------	--	----------

評価指標

指標	基準値（R1）	目標値（R8）
農福連携農家数	—	1 戸

コラム⑦

「生活支援コーディネーター」

「生活支援コーディネーター」とは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるように、生活の困りごとの発見と、地域の支えあいづくりを支援し、解決に向けた働きかけを行う人のことで、別名を「地域支えあい推進員」といいます。

具体的には、社会資源（各地域で行われるサロンや見守り活動、生活支援に関するサービスなど）の把握と創出、サービスの担い手（元気な高齢者やボランティア活動をしたい方など）の発掘と養成、地域のネットワーク構築（地域組織、NPO、社会福祉法人、地域の企業などによる情報共有や連携の体制づくり）、地域の困りごととサービスのマッチングなどを行います。このような活動を通して、人と地域をつなぎ、地域の人たちと一緒に考えながら、日常生活上の支援体制が充実し、高齢者が社会参加できるまちづくりに取り組んでいきます。

地域における人と資源の循環

人口減少を背景に、事業者や社会貢献活動における人材や後継者が不足しており、地域での様々な課題が表出しております。しかしそれは同時に、高齢者、障がい者や生活困窮者などの就労・活躍の機会を提供する資源でもあります。地域の元気な高齢者等が担い手として主体的に活躍できる機会を確保し、福祉分野を超えて人と資源がつながり、地域に「循環」を生み出せるまちを推進します。

担当課	工業・雇用振興課/社会福祉協議会
-----	------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
68	採用力・魅力創造支援事業	若者・女性・高齢者など働き方の多様化に合わせた、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む市内企業を支援します。	工業・雇用振興課
69	シニア層の社会参加	シニア層（定年退職者含む）がいいきと暮らし、地域活動へ参加してもらえよう、シニア向けの社会参加のための講座を企画します。	社会福祉協議会